

令和7年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」
【北海道トラック協会実施要領】

令和7年5月
(公社)北海道トラック協会

1 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として多くの方が事故の被害に遭われている現状であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような現状に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、道内における不正改造車を排除するため、各地区トラック協会と連携して積極的な運動を展開する。

2 実施期間

- (1) 「不正改造車排除運動」は、年間を通じた運動とする。
- (2) 令和7年6月の1か月間を強化期間とし、特に重点を置いて実施する。

3 不正改造排除項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡又はカメラ及び画像装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

4 実施内容

- (1) 北ト協「TRUCKレポート北海道」6月号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 北ト協ホームページ上に「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施内容及び自主点検表（別添4）を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時における、事業所への啓発・指導を実施する。
- (4) 北海道運輸局及び各支局が行う街頭検査・啓発等へ協力する。